

EIPS からの情報提供 Vol. 101

○ 第 13 回 輸入通関手続の所要時間調査結果について

1. 期間： 令和 6 年 3 月 11 日（月）～17 日（日） [1 週間]
2. 対象貨物：

(1) 一般貨物調査実施期間内に調査対象官署に N A C C S（輸出入・港湾関連情報処理システム）を使用して行われた輸入申告から海上貨物約 3,000 件、航空貨物約 3,300 件を無作為抽出。

(2) A E O 制度を利用した特例申告貨物調査実施期間内に、A E O 制度を利用した特例申告貨物に係る調査対象官署へ行われたすべての特例輸入申告から海上貨物約 1,000 件、航空貨物約 1,100 件を無作為抽出。

(3) 輸出入申告官署の自由化を利用した自由化申告貨物調査実施期間内に輸出入申告官署の自由化を利用した自由化申告貨物に係る調査対象官署へ行われたすべての自由化申告から海上貨物約 1,000 件、航空貨物約 1,600 件を 無作為抽出。

<調査結果のポイント>

海上貨物は小口貨物（注 1）の増加の影響を受け、所要時間は短縮。当該影響を除くと 1.6 時間（注 2）と前回調査（平成 30 年）に比べ 0.5 時間短縮

航空貨物は 0.3 時間を維持

（注 1）小口貨物とは、通販貨物、少額貨物（課税価格 1 万円以下）に係る免税制度の対象貨物、他法令の証明・確認を要しない貨物など、通関手続の所要時間が比較的短い傾向のある貨物を指す。

（注 2）小口貨物のうち、通販貨物については、輸入申告項目から判別ができないため、事業者による個別の回答結果から通販貨物と判別できた貨物のみを抽出し、除外している。従って、小口貨物の影響を完全に除いた通関所要時間ではない点、注意を要する。詳細は、以下の URL をご確認ください。

[第 13 回 輸入通関手続の所要時間調査結果について：財務省](#)